岩手県告示第232号

県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。)第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園 (艇庫を除く。)の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

表1 有料公園施設の利用料金

1 レクリエーション広場

単位		利用料金		
		一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	
1人3時間までごとに	普通使用(1回につき)	円	円	
		400	200	
	回数使用(5回につき)	1,600	800	

2 野球場

使用の区分	単 位	利用料金		
		一般	学生及び生徒	
貸切使用	1時間までごとに	600円	300円	

3 テニスコート

単位	利用料金		
中 位	一般	学生及び生徒	
1時間までごとに1面ごとに	400円	200円	

表2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円
			1, 230
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	410
業として行う写真の撮影 1日までごとに1台ごとに		110	
興行 1日までごとに		8, 200	
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催 1日までごとに			4, 100